

# VI 資料編

## 大分県高齢者福祉施策推進協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 老人福祉法第20条の9に規定する大分県老人福祉計画並びに介護保険法第118条に規定する大分県介護保険事業支援計画（以下「計画」という。）の策定並びに地域包括ケアの推進に関し研究協議するため、大分県高齢者福祉施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (任 務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について研究協議する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 地域包括ケアの推進に関すること
- (3) その他高齢者福祉施策の推進に関して必要な事項

### (組 織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 医療・保健サービス関係者
- (2) 福祉サービス関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 住民代表
- (5) 保険者代表・行政関係者

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に会長及び副会長を置く。

5 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

### (会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (幹 事)

第5条 協議会に幹事を置き、別表第1に掲げる職にある者をもってあてる。

2 幹事は、計画に係る事項を調査研究する。

### (部 会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見を聴くこと

ができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部高齢者福祉課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成11年4月16日から施行する。

この要綱は、平成14年6月24日から施行する。

この要綱は、平成17年9月5日から施行する。

この要綱は、平成20年7月3日から施行する。

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月9日から施行する。

この要綱は、平成27年9月18日から施行する。

この要綱は、平成28年8月25日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

任期終了日を令和5年11月30日とする委員の任期については、第3条第3項の規定に関わらず、令和6年6月30日までとする。この要綱は、令和5年11月6日から施行する。

#### 別表第1 (第5条関係)

福祉保健企画課長、医療政策課長、薬務室長、健康づくり支援課長、国保医療課長、高齢者福祉課長、障害福祉課長、県民生活・男女共同参画課長、雇用労働政策課長、建築住宅課長、保健所長会長、社会教育課長、体育保健課長

## 大分県高齢者福祉施策推進協議会

(任期：令和3年12月1日～令和6年6月30日)

区分	関係団体・機関名	役職名	氏名	備考
医療・保健サービス関係者	大分県医師会	副会長	内田 一郎	
	大分県歯科医師会	理事	森崎 重規	
	大分県薬剤師会	副会長	原尻 みどり	
	大分県看護協会	副会長	藤本 紀代美	
	大分県理学療法士協会	会長	市川 泰朗	
	大分県作業療法協会	会員	後藤 英子	
	大分県老人保健施設協会	会長	河村 忠雄	
福祉サービス関係者	大分県社会福祉協議会	会長	草野 俊介	
	大分県老人福祉施設協議会	会長	千嶋 敏夫	
	大分県民生委員児童委員協議会	会長	高橋 洋明	
	大分県社会福祉士会	副会長	伊藤 保幸	
	大分県介護福祉士会	副会長	大場 喜弘	
	大分県介護支援専門員協会	理事長	工藤 修一	
学識経験者	大分大学大学院 (福祉健康科学研究科)	教授	上白木 悦子	
住民代表	大分県老人クラブ連合会	会長	牧 達夫	
	大分県退職者団体連合会	会長	佐藤 晴男	
	認知症の人と家族の会大分県支部	世話人代表	中野 洋子	
	大分県地域婦人団体連合会	副会長	牧 久美	
	公募委員		安東 千秋	
保険者代表 行政関係者	大分県市長会	竹田市長	土居 昌弘	

## 大分県高齢者福祉施策推進協議会 開催状況【令和5年度】

### 第1回（令和5年8月21日）

#### ○議事

- (1) 「おおいた高齢者いきいきプラン<第8期>」の令和4年度進捗状況等について
- (2) 地域医療介護総合確保基金に係る県計画（介護分）の令和4年度進捗状況について
- (3) 「おおいた高齢者いきいきプラン<第9期>」の策定について
- (4) 「大分県高齢者居住安定確保計画」の見直しについて
- (5) その他

### 第2回（令和5年11月6日）

#### ○議事

- (1) 「おおいた高齢者いきいきプラン<第9期>」の素案について
- (2) 「大分県高齢者居住安定確保計画」の素案について
- (3) その他

### 第3回（令和5年12月19日）

#### ○議事

- (1) 「おおいた高齢者いきいきプラン<第9期>」の素案について
- (2) 「大分県高齢者居住安定確保計画」の素案について
- (3) その他

### 第4回（令和6年2月19日）

#### ○議事

- (1) 「おおいた高齢者いきいきプラン<第9期>」の最終案について
- (2) 「大分県高齢者居住安定確保計画」の最終案について
- (3) 令和6年度当初予算案について
- (4) 令和6年度地域医療介護総合確保基金の県計画（介護分）について
- (5) その他

おおいた高齢者いきいきプラン<第9期>目標指標一覧

		第9期(R6~R8)					
基本方針、施策体系	目標指標	単位	基準値		目標値		
			年度	年度	年度	年度	
第1章	<b>生涯にわたって生きがいを持って活躍できる社会づくり</b>						
	1 就労活動の促進						
	2 地域活動への参画促進						
	(1) 老人クラブ活動への参加促進	○老人クラブ加入率全国順位	位	21	R4	16	R8
	(2) ボランティア・NPO活動等への参加促進	○65歳以上の高齢者のボランティア登録数	人	15,793	R4	15,935	R8
	3 生涯学習やスポーツ等の推進						
	(1) 生涯学習の推進	○「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の割合	%	9.8	R4	10.3	R8
	(2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	○豊の国ねんりんピック(スポーツ・文化)参加者数	人	4,412	R4	5,624	R8
第2章	<b>健康寿命日本一の実現に向けた環境づくり</b>						
	1 健康寿命を延ばす健康づくりの推進	○特定健診受診率	%	57.2 (R3年度)	R4	60.9	R8
	2 介護予防の推進	○通いの場へ的高齢者の参加率	%	15.2	R4	18.0	R8
		○要介護2以上の年齢調整後認定率全国順位	位	6 (R3年度)	R4	1	R8
3 自立支援・重度化防止の取組の推進	○短期集中予防サービス利用者数	人	1,851	R4	2,600	R8	
第3章	<b>地域で安心して暮らせる基盤づくり</b>						
	1 地域共生社会の推進						
	(1) 包括的支援体制の整備	○高齢者、子育て家庭等、多世代交流、支え合い活動の実施主体	組織	415	R4	495	R8
		○包括的な支援体制が整備されている市町村の数	市町村数	4	R4	14	R8
	(2) 居住支援体制の構築と推進	○市町村ごとの居住支援体制の整備数	市町村数	2	R4	18	R8
		○居住支援による人口カバー率	%	4.6	R4	50.0	R8
	2 地域ケア会議の充実・強化	—	—	—	—	—	—
	3 生活支援サービスの充実	○地域ケア会議に1回以上参加している生活支援コーディネーターの割合	%	81	R4	100.0	R8
		○専従で配置されている第2層の生活支援コーディネーターの割合	%	35	R4	50.0	R8
	4 良質な高齢者向け住まいの確保						
	(1) 高齢者向け住宅等の確保	—	—	—	—	—	—
	(2) 住宅改造の支援	—	—	—	—	—	—
	(3) 生活支援のための居住施設の整備	—	—	—	—	—	—
	5 医療・介護連携の推進						
	(1) 在宅医療・介護連携推進事業の充実	○介護保険事業計画における在宅医療・介護連携推進に係る施策について、評価のための指標を設定している市町村数	市町村数	11	R4	18	R8
		○訪問診療を受けた患者数	人	14,624	R4	15,870	R8
		○医療機関が患者の退院に向けてケアマネージャーと連携して介護サービスの説明・指導を行った(介護支援連携指導料を算定した)患者数	人	3,202	R4	3,461	R8
○在宅での死亡割合		%	25.3	R4	26.8	R8	
(2) 関係者の人材確保・育成と住民への啓発	○訪問診療を受けた患者数(再掲)	人	14,624	R4	15,870	R8	
	○医療機関が患者の退院に向けてケアマネージャーと連携して介護サービスの説明・指導を行った(介護支援連携指導料を算定した)患者数(再掲)	人	3,202	R4	3,461	R8	
	○在宅での死亡割合(再掲)	%	25.3	R4	26.8	R8	
(3) 外来医療の機能明確化とかかりつけ医機能の確保	—	—	—	—	—	—	
6 地域包括ケアシステムを支える人材の育成・資質向上	—	—	—	—	—	—	
7 支援を要する高齢者を支える環境の整備							
(1) ユニバーサルデザインの推進	○あったか・はーと駐車場協力施設数	施設	1,273	R4	1,353	R8	
(2) 生活困窮者等への支援	—	—	—	—	—	—	
(3) 災害時の支援	—	—	—	—	—	—	

おおいた高齢者いきいきプラン＜第9期＞目標指標一覧

		第9期(R6~R8)					
基本方針、施策体系	目標指標	単位	基準値		目標値		
			年度	年度	年度	年度	
第4章	<b>必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくり</b>						
	1 介護サービスの充実						
	(1) 居宅サービスの充実	サービス量 (利用者・利用回数等) ※個別サービスについては、市町村数値の積み上げ(R6~R8)を記載	—	—	—	—	—
	(2) 地域密着型サービスの充実		—	—	—	—	—
	(3) 施設(系)サービスの充実		—	—	—	—	—
	2 介護人材の確保・育成						
	(1) 基盤構築	—	—	—	—	—	—
	(2) 多様な人材の参入促進	○県内の介護職員数	人	23,194	R4	24,264	R8
	(3) 離職防止・定着促進	○大分県認証評価制度「ふくろく認証」 認証法人数	法人	8	R4	80	R8
	(4) 現場革新	○ノーリフティングケア先進施設指定数	施設	9	R4	25	R8
		○入所系介護施設の 介護ロボット導入率	%	26.8	R4	100 (R7年度)	R8
	(5) 介護人材の育成	—	—	—	—	—	—
	3 介護サービスの質の確保・向上						
	(1) 介護サービス事業者に対する指導・監督	—	—	—	—	—	—
	(2) 国保連合会による苦情相談受付・対応	—	—	—	—	—	—
	(3) 介護サービス情報の公表	—	—	—	—	—	—
	(4) 介護給付適正化の取組	○介護給付適正化システムを 活用したケアプラン点検実施市町村数	市町村数	9	R4	18	R8
		○専門職による住宅改修の点検の体制構築市町村数	市町村数	16	R4	18	R8
		○専門職による福祉用具購入・貸与調査の体制構築市町村数	市町村数	13	R4	18	R8
	4 災害や感染症対策に係る体制整備						
(1) 災害時の支援・防災対策	—	—	—	—	—	—	
(2) 感染症対策の体制整備	—	—	—	—	—	—	
第5章	<b>認知症など支援が必要な人を支える地域づくり</b>						
	1 認知症施策の推進						
	(1) 理解の増進と 地域づくりの推進	○オレンジカンパニー登録数	団体	468	R4	542	R8
		○認知症サポーター養成者数	人	153,440	R4	183,440	R8
		○認知症ピアサポーター登録数	人	23	R4	35	R8
		○本人ミーティング開催市町村数	市町村数	10	R4	18	R8
		○施策推進協議会等へ認知症本人・家族が参加し意見が反映されている市町村数	市町村数	11	R4	18	R8
	(2) 社会参加支援	○チームオレンジ設置数	市町村数	8 (R5年度)	R4	18	R8
		○若年性認知症の雇用受入れ 事業所数	数	2 (R5年度)	R4	5	R8
	(3) サービス提供体制の整備	○認知症疾患医療センターにおけるかかりつけ医・地域包括支援センター 等との連携件数	件/年	1,843 (R5年)	R4	2,000	R8
		○認知症初期集中支援チームの 介入により医療・介護サービスにつながった人の割合	%	61.0 (R5年)	R4	71.0	R8
	(4) 相談支援体制の整備	—	—	—	—	—	—
	(5) 認知症への備え、研究等の推進	—	—	—	—	—	—
	2 虐待防止対策の推進						
	3 権利擁護の推進						
	(1) 成年後見制度等の利用促進	○市民後見人養成研修受講人数	人	719	R4	1,004	R8
	(2) 消費者被害の防止	○消費生活啓発講座実施回数 (高齢者対象)	回	101	R4	120	R8